

御前崎市議会政治倫理審査委員会

日 時 令和7年5月9日（金）午前10時00分開会
場 所 市役所 4階 全員協議会室

- 1 開会
 - 2 委員長の互選について
 - 3 副委員長の互選について
 - 4 審査事案の付託について
 - 5 会議の公開・非公開について
 - 6 審査請求の内容について
 - 7 今後の審査委員会日程（案）について
 - 8 その他
 - 9 閉会
-

○出席委員（9名）

福田 伸次 川口 知幸 石川 貴広 村田 明彦 小田 芳久
河原崎 恵士 渥美 昌裕 阿形 昭 阿南 澄男

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 高塚 高寿 書記 安保 諒一 書記 清水 正明

〔午前10時00分 開会〕

○議会事務局長（高塚高寿） 互礼を行いますのでご起立ください。相互に「礼」。

ただいまから、御前崎市議会政治倫理審査委員会を開催いたします。本日は、第1回の審査委員会でございます。委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、年長委員の阿南澄男委員にその職をお願いいたします。

○臨時委員長（阿南澄男） 本日は、最初の委員会でございますので、委員長が選出されるまで、年長委員であります私が仮の委員長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

本日の審査委員会は、傍聴したい旨の申出があり、これを許可しております。

また、報道関係からは、写真撮影等の申出があり、これも許可しておりますので、御了承願います。

それでは初めに、議長より今回の経緯について御説明願います。

○議長（渥美昌裕） それでは、経緯について御説明いたします。

去る4月30日付けで議長あてに3名の議員から、御前崎市議会議員政治倫理規程第4条に基づく、審査請求書が提出されました。この審査請求書は、所定の要件を満たしており、審査請求が適当であると認めましたので、同日、審査委員会を設置することといたしました。以上でございます。

○臨時委員長（阿南澄男） これより、会議に入ります。

議題1「委員長の互選について」を議題といたします。委員長の選出方法はいかがいたしましょうか。御発言をお願いします。

○委員（渥美昌裕） 今回も前回と同様に経験のある河原崎恵士委員にお願いしたいと思います。

○臨時委員長（阿南澄男） ほかに御意見はありませんか。よろしいですか。

[なし]

○臨時委員長（阿南澄男） それでは、特にないようでありますので、お諮りします。

河原崎恵士委員を委員長として決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時委員長（阿南澄男） 異議なしと認めます。よって、河原崎恵士委員が委員長に決定しました。委員長に決定した河原崎委員から、御挨拶をお願いいたします。

○委員長（河原崎恵士） ただいま、互選いただきました河原崎恵士でございます。職責を全うして参りたいと思います。委員会の審議にご協力を賜りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

[委員長 交代]

○委員長（河原崎恵士） それでは、これより委員長の職務に就かせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議題2「副委員長の互選について」を議題といたします。お諮りします。副委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。よって、副委員長の互選は指名推選の方法により、行うことに決定いたしました。副委員長には、阿南澄男委員を指名いたします。阿南澄男委員を副委員長に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。よって、阿南澄男委員が副委員長に決定いたしました。副委員長に決定した阿南委員から、御挨拶をお願いいたします。

○副委員長（阿南澄男） 委員長を補佐して、議事進行がスムーズに進むよう努めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（河原崎恵士） 次に議題3「審査事案の付託について」を議題といたします。

渥美議長をお願いいたします。

○議長（渥美昌裕） 令和7年4月30日付けで提出のありました審査請求書について、御前崎市議会政治倫理審査委員会における審査を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（河原崎恵士） ただいま議長から、審査請求書に基づく審査が正式に審査委員会へ付託されました。

○委員長（河原崎恵士） 次に議題4「会議の公開・非公開について」を議題といたします。

政治倫理規程第8条第5項において、「会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数が同意したときは、会議を非公開とすることができる。」とされています。会議を公開とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。よって、会議は公開で行うことに決定いたしました。

○委員長（河原崎恵士） 次に議題5「審査請求の内容について」を議題といたします。

説明を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（高塚高寿） 審査請求の内容について、御説明いたします。

令和7年4月30日付けで、審査請求代表議員の植田浩之議員ほか2名の議員から、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条第1項、第1号、第5号、第6号及び第7号に違反する疑いがあるとして、高田和幸議員を審査対象議員として、審査請求書が提出されました。内容は、お手元に配付とおり、2月議会定例会最終日に上程された、高田和幸議員に対する問責決議の審議の際、地方自治法第117条の但し書きによる高田和幸議員の発言及び令和7年3月25日、26日、31日並びに4月1日の高田和幸議員のブログによる情報発信の内容の一部が、市民全体の代表者たる議員としての品位を損なうような行動であったのか否か、また、市職員の公正な職務の遂行を妨げたのか否か、その内容が確たる事実に基づいて行われたものであるのか、虚偽又は誹謗中傷に類する発言又は情報発信により他人の名誉を毀損したか否か、などを審査するために提出されたものであります。説明は、以上でございます。

○委員長（河原崎恵士） ただいま説明のありましたことについて、質疑、御意見はありませんか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） 特にないようでありますので、次に議題6「今後の審査委員会の日程（案）について」を議題といたします。説明を求めます。

○議会事務局長（高塚高寿） 今後の審査委員会の日程案について、御説明いたします。

政治倫理規程の第10条で「審査は、審査請求を受けた日の翌日から起算して90日以内に審査結果を議長へ提出しなければならない。」と規定されております。

6月議会定例会も控える中、今後、審査請求者からの請求理由の説明、審査対象者からの意見聴取、審査結果の取りまとめ及び報告書の作成を鑑み、あらかじめ事務局でスケジュール案を作成いたしましたので、ご確認をお願いいたします。資料12、13ページになります。

次回、第2回審査会を5月19日 月曜日の午後1時30分から、第3回を5月27日 火曜日の午前9時から、第4回を6月2日 月曜日の午後1時30分から、第5回を6月6日 金曜日の午前9時からとさせていただきます。

なお、予備日として6月10日 火曜日の午前9時を設定しましたが、審査の進捗により、これらの日時が変更される場合もございますので、その際は、ご協議をいただきたいと存じます。説明は以上でございます。

○委員長（河原崎恵士） 議会事務局長の説明が終わりました。今後の日程については、全員の予定を調整することは難しいため、委員の3分の2、6名以上の出席があれば会議は成立いたします。従って、まずはこの日程案のとおり進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。それでは、次回は5月19日月曜日、午後1時30分から開催いたします。議題は、審査請求者からの請求理由の説明ということで、請求代表者である植田浩之議員に出席要求しますので、御承知おきください。

○委員長（河原崎恵士） 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

○副委員長（阿南澄男） 以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。ご礼を行いますのでご起立をお願いします。今日は御苦労さまでした。

〔午前10時12分 閉会〕

ここに会議の経過を記録して、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員長 河原崎 恵士